習志野市図書館（東習志野図書館・新習志野図書館・谷津図書館）指定管理選定評価表

区分	選定項目		評価観点	配点	株式会社図書館流通センター
共通事項　条例第4条	1　市民の平等な利用確保		施設の設置目的を理解し、「公の施設」の管理運営の考え方が妥当か。	5	4．2
			市民への事業広報活動等、市民の平等な利用について工夫があるか。	5	4．3
	2　管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保持		施設設備の維持・管理内容は妥当か。	5	3．3
			経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営が可能か。	5	5
			適正な職員の配置が可能か。また採用・研修計画は適切か。	5	4．5
			個人情報の保護措置は十分か。	5	4．7
			緊急事態への対応策は十分か。	5	3．8
	3　当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	最大限発揮させる能力	サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組みがされているか。	5	4．8
		経費の縮減	管理運営経費の縮減は図られているか。	10	6
	共通事項　計			50	40．6
	4　職員の待遇		安定的な職員配置が出来るように職員の待遇が配慮されているか。	10	8
個別事項	5　図書館管理者としての適格性		図書館の管理運営者としての動機、意欲が示されているか。	5	4．3
			多様な利用者への図書館サービスの提供について、どのような計画を有しているか。	5	4．3
			利用者の苦情処理体制について、適正な考えが示されているか。	5	3．7
	6　蔵書の管理能力		充分な資料管理能力を有しているか。	5	3．7
	7　各図書館の管理運営能力		管理運営を予定している館の特性をよく理解し、館に適したサービス向上計画を有しているか。	5	4．2
			地域との連携について意欲があり、具体的な提案をしているか。	5	3．7
			自主事業の内容が、管理運営を予定している図書館に適しているか。また、こどもや様々な利用者の読書活動を推進する内容となっているか。	5	4．2
			職員の配置数や勤務体制が管理運営を予定している図書館に対し充分か。	5	3．8
	個別事項　計			50	39．9
合　計				100	80．5